

令和 7 年分政党交付金の交付決定

政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする 9 政党から、令和 7 年 1 月 1 日（基準日）現在における各政党の組織等に関する事項について届出がありました※。

この届出に基づき、各政党へ交付すべき政党交付金の額について、本日、交付決定を行いました。

※ 令和 7 年 1 月 1 7 日公表「政党助成法に基づく政党の届出（令和 7 年 1 月 1 日現在）の概要」

令和 7 年 1 月 1 日（基準日）現在における政党の届出に基づく各政党への政党交付金の交付決定額は、以下のとおりです。

自 由 民 主 党	13, 639, 523, 000 円
立 憲 民 主 党	8, 171, 173, 000 円
日 本 維 新 の 会	3, 209, 227, 000 円
公 明 党	2, 647, 378, 000 円
国 民 民 主 党	1, 979, 240, 000 円
れ い わ 新 選 組	916, 777, 000 円
参 政 党	516, 683, 000 円
社 会 民 主 党	283, 843, 000 円
日 本 保 守 党	172, 676, 000 円

（注 1） 政党の記載順は、令和 7 年分交付決定額の金額順です。

（注 2） 政党交付金は、年 4 回（4 月、7 月、1 0 月、1 2 月）に分けて、各政党からの交付請求に基づいて交付されます。

第 1 回目の交付は、4 月 1 0 日までに請求書を提出した政党に対して、4 月 1 8 日に上記の 4 分の 1 の額が交付されます。

（連絡先）

自治行政局選挙部政党助成室

電話：（代表）03-5253-5111

（直通）03-5253-5582

（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

令和7年分政党交付金交付決定額

(単位:円)

政党の名称 (略称)	議員数割(1/2)		得票数割(1/2)		年間交付決定額(A)+(B)	
	(A)	比率(%)	(B)	比率(%)	(C)	比率(%)
自由民主党 (自民党)	7,299,679,765	46.29	6,339,843,865	40.21	13,639,523,000	43.25
立憲民主党 (民主党)	4,460,915,412	28.29	3,710,258,549	23.53	8,171,173,000	25.91
日本維新の会 (維新)	1,335,889,107	8.47	1,873,338,739	11.88	3,209,227,000	10.18
公明党 (公明)	1,216,613,294	7.72	1,430,765,339	9.07	2,647,378,000	8.39
国民民主党 (民主党)	882,641,017	5.60	1,096,599,687	6.95	1,979,240,000	6.28
れいわ新選組 (れいわ)	333,972,276	2.12	582,804,886	3.70	916,777,000	2.91
参政党 (参政)	95,420,650	0.61	421,262,870	2.67	516,683,000	1.64
社会民主党 (社民党)	71,565,487	0.45	212,278,048	1.35	283,843,000	0.90
日本保守党 (保守党)	71,565,487	0.45	101,110,512	0.64	172,676,000	0.55
合計	15,768,262,500	100.00	15,768,262,500	100.00	31,536,520,000	100.00

(注1) 表中の記載順は、令和7年分交付決定額の金額順です。

(注2) 各欄の比率は表示単位未満四捨五入のため、合計と一致しない場合があります。

(注3) 令和7年分政党交付金の総額は、令和2年国勢調査人口(126,146,099人)に250円を乗じて得た額を基準として予算で定めた額で、31,536,525,000円です。この総額の2分の1(15,768,262,500円)が、議員数割と得票数割のそれぞれの総額となります。
なお、各政党の「議員数割(A)」と「得票数割(B)」は、一円未満を切り捨てて表示しているため合計と一致しない場合があります。

(注4) 「年間交付決定額(C)」は、一円未満を切り捨てない実数の「議員数割(A)」と「得票数割(B)」の合計値を算出した後、政党助成法の規定により千円未満を切り捨てて算定されます。
また、このため、同欄の合計(31,536,520,000円)と政党交付金の総額(31,536,525,000円)は一致しません。

政党交付金の令和7年分交付決定額及び令和6年分交付額からの増減

(単位:千円)

政 党 の 名 称 (略 称)	令和7年分 交付決定額		令和6年分 交付額		増 減 額	
	(A)	比率(%)	(B)	比率(%)	(A)－(B)	増減率(%)
自 由 民 主 党 (自 民 党)	13,639,523	43.25	15,650,699	49.63	▲ 2,011,176	▲ 12.85
立 憲 民 主 党 (民 主 党)	8,171,173	25.91	7,056,331	22.38	1,114,842	15.80
日 本 維 新 の 会 (維 新)	3,209,227	10.18	3,364,254	10.67	▲ 155,027	▲ 4.61
公 明 党 (公 明)	2,647,378	8.39	2,865,906	9.09	▲ 218,528	▲ 7.63
国 民 民 主 党 (民 主 党)	1,979,240	6.28	1,263,081	4.01	716,159	56.70
れいわ新選組 (れ い わ)	916,777	2.91	677,423	2.15	239,354	35.33
参 政 党 (参 政)	516,683	1.64	243,846	0.77	272,837	111.89
社 会 民 主 党 (社 民 党)	283,843	0.90	287,517	0.91	▲ 3,674	▲ 1.28
日 本 保 守 党 (保 守 党)	172,676	0.55	28,815	0.09	143,861	499.26
教 育 無 償 化 を 実 現 す る 会 (教 育)	-	-	98,650	0.31	▲ 98,650	皆減
合 計	31,536,520	100.00	31,536,522	100.00	▲ 2	▲ 0.00

(注1) 表中の記載順は、令和7年分交付決定額の金額順です。

(注2) 各欄の数値は表示単位未満四捨五入のため、合計と一致しない場合があります。

(注3) 「日本保守党」は、令和6年中に新たに政党要件を満たすこととなったため、同党の「令和6年分 交付額(B)」は、令和6年11月29日に交付決定されてからの交付実績額(12月交付分)です。

(注4) 「教育無償化を実現する会」の「令和6年分 交付額(B)」には、特定交付金の交付額を含みます。